３産政第 372 号
令和４年（2022 年）１月 26 日

県内事業者　各位

長野県産業労働部長

「まん延防止等重点措置」実施における事業活動の維持について（依頼）

日頃から当県の産業労働施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のオミクロン株による感染の急激な拡大に伴い、長野県においても別添１のとおり「まん延防止等重点措置」を実施することとなり、従業員の感染等による出勤停止増や取引先の麻痺により事業活動に支障を来す恐れがますます強まっています。

つきましては、社会経済活動を維持するため、事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画について、感染状況に合わせ策定・点検・見直しを進めるとともに、感染対策の徹底やテレワークの拡大等により、事業活動を維持くださいますようよろしくお願いします。

なお、事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画を未策定の事業者の皆様には、県と県内経済４団体との連携等により下記のとおり策定支援が受けられますので、これを機会に策定に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

記

１　事業継続計画（BCP）の策定支援（別添２）

県と、県内経済４団体・東京海上日動火災保険株式会社が「事業継続計画（ＢＣＰ）の策定支援に関する協定」を締結し、事業者のＢＣＰ策定支援に取り組んでいます。県、県経営者協会や県中小企業団体中央会、商工会・商工会議所へご連絡いただければ、東京海上日動火災保険株式会社の専門家による BCP 策定支援が受けられます。

２　事業継続力強化計画の策定支援（別添３）

中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画について、経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定する制度です。商工会・商工会議所が、経営改善普及事業の一環として「事業継続力強化支援事業 」を実施しています。

産業政策課
(課長)合津 俊雄　(危機管理)足立、井出
(BCP 策定支援)福田、荻原
(事業継続力強化支援)羽田、浦澤
電話：026-235-7205　FAX：026-235-7496
電子メール：sansei@pref.nagano.lg.jp

別添１

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

令和４年１月25日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の４第３項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和４年１月７日）の全部を次のとおり変更する。

記

（１）まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和４年１月９日から２月20日までとする。（２）の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

・広島県、山口県及び沖縄県については、令和４年１月９日から２月20日までとする。
・群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県については、令和４年１月21日から２月13日までとする。
・北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県については、令和４年１月27日から２月20日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の４第４項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（２）まん延防止等重点措置を実施すべき区域

北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域とする。

（３）まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

長野県ＢＣＰ策定支援プロジェクト

長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

従業員・事業・会社を災害から守る
BCPの策定を支援します

ＢＣＰ（事業継続計画）とは

ＢＣＰ（事業継続計画）とは、企業が自然災害などの緊急事態に直面した際に、
①被害を最小限にとどめること
②事業の継続や早期復旧を行うこと
を目的として、平常時の備えと緊急時の対応を取り決めておく計画のことです。

ＢＣＰを策定するメリット

〈平常時〉
○従業員にＢＣＰを周知することで**自社の防災意識を高める**ことができます。
○ＢＣＰを策定していることは、取引先からの**信頼度アップ**につながります！
〈緊急事態発生時〉
○事業の早期復旧が可能となり、**取引先との関係維持・強化**につながります。

ＢＣＰ策定有無による影響の違い

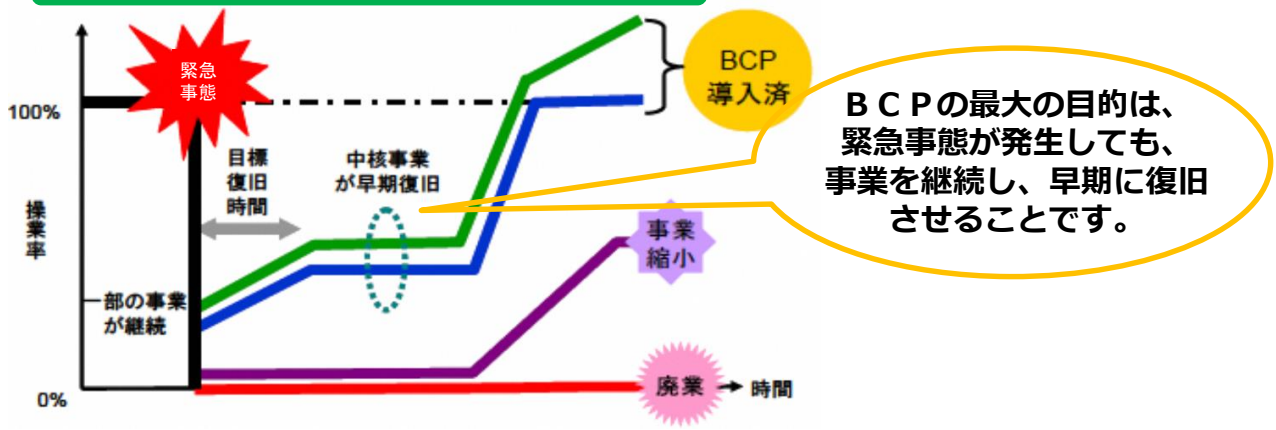

ＢＣＰの策定ステップ

STEP1
基本方針の制定
緊急時社内体制の検討

STEP2
中核事業の選定
事業工程の分解

STEP3
備蓄品の確認
安否確認方法の決定
避難計画の策定

長野県ＢＣＰ策定支援プロジェクトとは

長野県では、県内経済４団体・東京海上日動火災保険株式会社と**「事業継続計画（ＢＣＰ）の策定支援に関する協定」**を締結し、事業者のＢＣＰ策定支援に取り組んでいます。（2013年度から**５年間で県内企業178社**のＢＣＰ策定を支援）

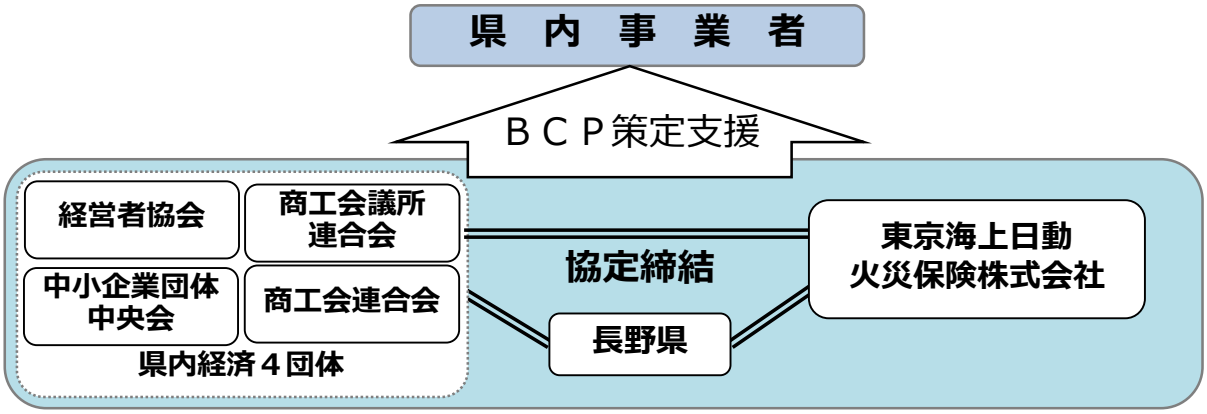

長野県ＢＣＰ策定支援プロジェクトによる策定支援の流れ

概要や策定支援の進め方に関する説明

ＢＣＰ策定支援プロジェクトの構成員が訪問し、ＢＣＰの概要や必要性、策定支援の進め方を説明します。

ＢＣＰ策定支援スタート

策定支援は3～7回程度（１回あたり１時間程度）を想定しています。
※回数や頻度は調整可能です。平均で４回ほどの支援を行っております。

無料で支援

※ＢＣＰ策定支援を受けるにあたってご注意いただきたいこと

ＢＣＰの策定にあたっては、中核事業の選定や社内体制の見直しなど、**経営上の判断が必要な場合がありますので、代表者や役員の方のご同席をお願いします**。
（必要に応じて各事業所のリーダーにご同席いただいております。）

【お問い合わせ先】

長野県ＢＣＰ策定支援プロジェクト事務局：長野県 産業労働部 産業政策課

〒380-8570　長野県長野市大字南長野字幅下692-2　本庁舎５階

TEL：026-235-7205　FAX:026-235-7496

Email：sansei@pref.nagano.lg.jp

２．（１）事業継続力強化計画認定制度について

制度の概要

「事業継続力強化計画」とは、中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、将来的に行う災害対策などを記載するものです。認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金の優先採択等を受けることができます。

計画に記載する取組は、例えば、災害時における従業員の避難・被害状況把握、災害時における社内体制の設定などの初動対策に加え、人員、設備、資金繰り、情報保全などで必要な対策の検討、従業員への訓練や計画の見直し等の実効性の確保などを計画に盛り込むこととなります。

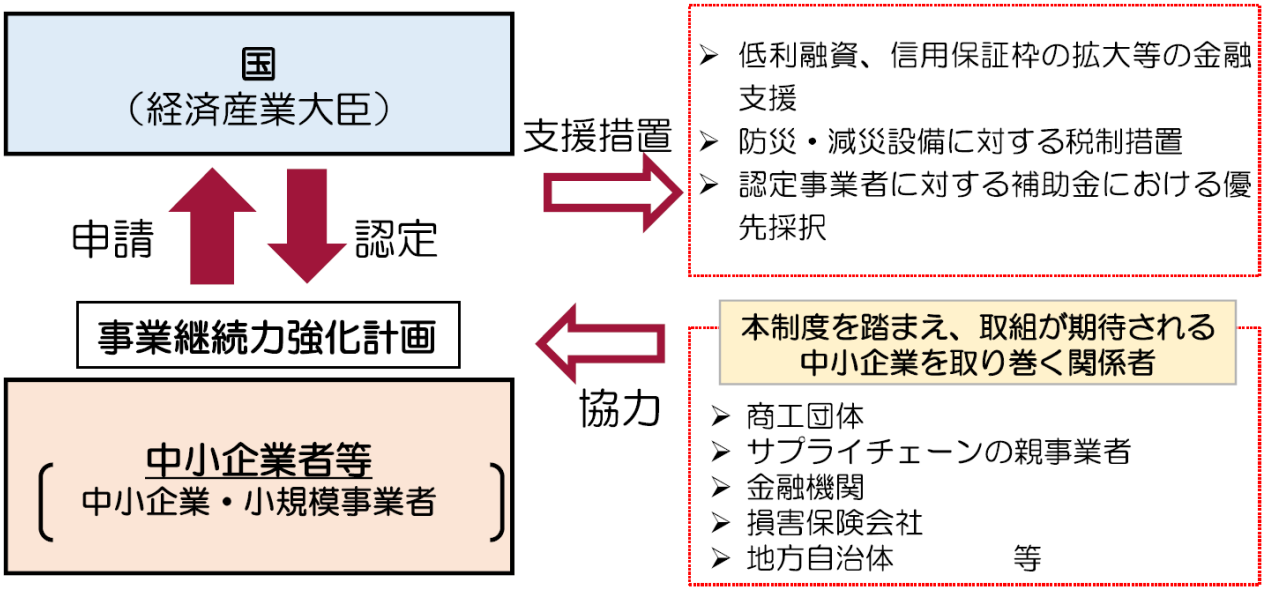

制度利用のポイント

【ポイント１】防災・減災対策として必要な取組を計画として盛り込むものです。
①企業の概要（連携型の場合は連携企業の概要）、②自然災害等が事業活動に与える影響の認識（被害想定等）、③初動対応の内容、④事前対策の内容、⑤事前対策の実効性の確保に向けた取組などを申請書に記入することにより、認定を受けることができます。

【ポイント２】計画認定後には、計画実行を支援する以下の施策の活用が可能です。
〇金融支援…日本政策金融公庫の低利融資、信用保証の別枠など、計画の取組に関する資金調達について支援を受けることができます（詳細はP80,81を参照）。
〇税制優遇…認定計画に従って、認定を受けた日から同日以後１年を経過する日までの間に取得等をした対象設備について、取得価額の２０％（令和５年４月１日以後に取得等をする設備については１８％）の特別償却を受けることができます（詳細はP82,83を参照）。
〇予算支援…計画認定を受けた事業者は、ものづくり補助金等の一部の補助金において審査の際に、加点を受けられます。